

公益財団法人愛知大学教育研究支援財団

2025 年度助成事業募集要項

1. 助成の目的

愛知大学教育研究支援財団（以下「財団」と表記）は、愛知大学における学術研究及び教育活動を支援し、もって広く学術の発展と教育の充実、不特定多数の利益の増進に寄与するための助成事業を実施いたします。

2. 助成の対象

助成事業は、事業内容や実施計画が具体化されているものを対象とし、概要だけの申請は対象となりません。

ひとりでも多くの研究者や学生、ひとつでも多くの事業に助成が活かされることを願って、愛知大学に関係する学術研究や教育活動に貢献する事業のすべてに幅広く応募の機会を開きます。

但し、愛知大学の管理運営事業、教職員・学生への福利厚生事業、同窓会や後援会の運営管理的な事業等に対する助成は、対象となりません。

また、助成の対象となる費用は、事業に直接必要な経費とし、申請者が所属する組織の間接経費・管理経費・共通経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象となりませんので、ご注意ください。

2025 年度の助成の種類別の対象要件については、募集詳細でご確認ください。

助成にあたり、後援会・同窓会への入会が前提となりますので、ご承知おきください。

3. 募集期間

助成事業の募集期間は以下の3パターンがありますが、助成の種類毎に違います。詳細は、助成種類別の募集詳細でご確認ください。

第Ⅰ期募集 2024 年 12 月 23 日より 2025 年 1 月 28 日まで。

第Ⅱ期募集 2025 年 7 月 1 日より 2025 年 7 月 31 日まで。

随時募集 毎月末まで。但し、締切日を指定する場合があります。

※募集期間は、変更することがあります。

最新の情報は、財団 Web サイト(<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/guide>)を参照ください。

4. 助成の内容

次の表に従って募集するのを原則としますが、特に募集数は、予算・状況に応じて変更することがあります。

奨学金給付事業(定款第4条第1号事業)			
1	一般給付奨学金	120,000 円	50 名程度
2	法科大学院特別奨学金	500,000 円	3 名程度
3	同窓会「知を愛する奨学金」 (入試前予約採用給付奨学金)	年額 500,000 円	6 名程度
4	後援会学業奨励金	200,000 円	22 名程度
5	後援会応急奨学金	申請した学期学費相当分	予算の範囲内
6	後援会私費外国人留学生給付奨学金	100,000 円	13 名程度
7	法科大学院入学時給付奨学金	500,000 円	2 名程度
助成金交付事業(定款第4条第2号事業)			
8	学術講演会助成金「知のミーティング助成金」	上限 250,000 円	予算の範囲内
9	後援会海外研究実習助成金	20,000 円 (ウェブ活用の場合、1 事業 250,000 円以内)	75 名程度
10	教育活動助成金	ユニホーム) 上限 300,000 円 団体) 上限 160,000 円 個人) 上限 20,000 円	予算の範囲内
11	課外活動特別報奨金	1 名入部ごとに 100,000 円 (上限: 指定期間中 各部 300,000 円)	4 名分以内
12	学生教育活動顕彰(同窓会および後援会奨励賞)	上限 100,000 円	予算の範囲内
13	同窓会資格試験合格者奨励賞	30,000 円相当の記念品	10 名程度
14	海外ボランティア等助成金	海外ボランティア助成金 20,000 円 緑の協力隊助成金 20,000 円	30 名程度
15	キャリア教育事業助成金	予算の範囲内	
16	海外研究実習・ボランティア活動等(特別枠)助成金	20,000 円 (ウェブ活用の場合、1 事業 250,000 円以内)	100 名程度
17	法科大学院生模試受験料助成金	受験料相当額	延 60 名程度

5. 応募方法

(1) 募集要項・申請様式の入手

申請書は、財団 Web サイト(<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/guide/guide-application>)からダウンロードしてください。

(2) 申請書の作成と提出

- ① ダウンロードした申請様式に必要な事項を記入して、押印したものを正本として財団事務局に郵送(含宅配便)若しくは持参し、副本としてファイルを財団あてメールにて送信して下さい。添付書類が指定されているものは、それらも添えて提出してください。
- ② 学生等において、愛知大学内での推薦或いは選任が必要な場合は、財団提出前に必要な手続きを経たうえで、財団に提出願います。

6. 選考と決定

(1) 選考手続き

助成事業は、財団内に設置した助成事業選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審議・選考を経て決定します。随時申請の助成事業については、理事長と常務理事の審査により決定します。採択の結果の理由についての照会は、回答いたしかねますので、ご了承下さい。

(2) 選考方針

- ① 提出された申請書類に基づいて選考を行いますが、必要により追加資料の提出を求めたり、問い合わせを行うことがあります。また、選考委員会にお越しいただき説明をお願いする場合があります。
- ② 応募者多数の場合は、過去に当財団の助成を受けていない者、助成を受けていない事業を優先して選考し、同一申請の異なる助成種別での複数採択は行いません。
- ③ 選考に当たっては、以下諸点に着目し、幅広い学問分野、多様な事業から選考を行います。
 - 公益財団の公益認定要件と適合性
 - 学術的意義や社会的意義と期待効果
 - 新規性、独創性、展開の可能性
 - 計画の実行可能性
 - 財団助成の必要性や助成金の使途

7. 助成金の交付

助成決定各位には、助成金交付決定書をお渡しし、所定の時期に指定の銀行口座に助成金をお振込みいたします。但し、年度当初に開始の事業については、前年度中のお振込みはできませんので、ご了承ください。

なお、採択されなかった事業申請者には、採択されなかった旨の通知をいたします。

8. 助成金の交付取消及び返還

助成金の交付が決定していても、申請内容に大幅な変更が生じたり、虚偽の申請や報告をした場合、また必要書類が提出されなかった場合には、助成金の交付を取り消したり、交付した助成金の返還を求めることがあります。

9. 成果報告

助成の決定を受けて行った事業が終了した後、1ヶ月以内に事業結果及び助成金の使途について報告(書式自由)していただきます。

報告書は、当財団の助成事業の成果として一般に公開されます。

10. その他の事項

当財団の助成を受けて実施する事業の案内や告知、あるいは成果発表や成果刊行物の発行を行うときは、当財団から助成を受けていることを明記するとともに、できる限り財団ロゴマークを使用してください。

財団の英文表記は、「Aichi University Education Research Support Foundation」です。

11. 個人情報の取扱い

当財団がこの助成に関連して取得する個人情報は、応募受付から、選考、採否決定、助成金交付など助成選考に関する一連の業務に必要な範囲に限定して使用します。

なお、当財団に提出される成果報告書等については一般公開いたします。

12. 問い合わせ・応募先

公益財団法人 愛知大学教育研究支援財団 事務局

〒461-8641 愛知県名古屋市東区筒井二丁目 10-31

電話:(052)937-8156 FAX:(052)937-8157

<http://www.aichi-u.ac.jp/aers/>

E-Mail:kouyu@aichi-u.ac.jp

(※場所は、愛知大学車道校舎13階 校友課内です。)

助 成 種 類 別 の 募 集 詳 細

1. 一般給付奨学金
2. 法科大学院特別奨学金
3. 同窓会「知を愛する奨学金」(入試前予約採用給付奨学金)
4. 後援会学業奨励金
5. 後援会応急奨学金
6. 後援会私費外国人留学生給付奨学金
7. 法科大学院入学時給付奨学金
8. 学術講演会等助成金「知のミーティング助成金」
9. 後援会海外研究実習助成金
10. 教育活動助成金
11. 課外活動特別報奨金
12. 学生教育活動顕彰(同窓会および後援会奨励賞)
13. 同窓会資格試験合格者奨励賞
14. 海外ボランティア等助成金
15. キャリア教育事業助成金
16. 海外研究実習・ボランティア活動等(特別枠)助成金
17. 法科大学院生模試受験料助成金

※最新の情報は、財団 Web サイトを参照してください。

【奨学金事業】

1. 一般給付奨学金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

学業優秀であり、経済的事由により支援を必要とする学生に対し給付する。

(3)給付金額： 120,000円

(4)申請時期： 10月末まで(但し、締切日を指定する場合がある)

(5)出願資格

- ① 学部においては、春学期 GPA 及び累積 GPA が2.0以上の者。大学院・短大においては、成績が優秀と認められる者。
- ② 日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。
- ③ 過去に本奨学金を受給していない者。ただし、①の出願資格をみたし、家計基準の厳しさが継続する場合は、更に1回を限度として申請することができる。
- ④ 今年度中に大学の他の給付奨学金を受給していない者。

(6)必要書類

- ① 一般奨学金(給付)申請書
- ② 本人の成績表(コピー可)
- ③ 小論文「私の学生生活(800字程度)」「留学生は「私の留学生活について」」
- ④ 各市町村役場が発行した父母の最新の所得証明書(留学生は不要)
- ⑤ 奨学金振込先口座申請書
- ⑥ その他、必要に応じて書類の提出を求めることがある

(7)決定方法

申請された書類をもとに、愛知大学学長からの推薦を受け、財団の理事長と常務理事の審査を経て奨学生を決定する。

2. 法科大学院特別奨学金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

学業優秀で、大学院修了後の進路を明確に持つ者に給付する。

(3)給付金額： 500, 000円

(4)申請時期： 10月末までの随時(但し、締切日を指定する場合がある)

(5)採択予定： 各学年1名程度

(6)出願資格

法務研究科教授会から推薦のあった者

(7)必要書類

- ① 法科大学院特別奨学金給付申請書
- ② 学習計画書(将来の自分の目指す進路等について記述)

(8)決定方法

申請された書類をもとに、法務研究科教授会で候補者を選定し、愛知大学学長からの推薦を受け、財団の理事長と常務理事の審査を経て奨学生を決定する。

3. 同窓会「知を愛する奨学金」(入試前予約採用給付奨学金)

(1)区 分： 給付

(2)概 要

勉学意欲の高い国内高等(中等教育)学校出身者を東海四県(愛知、岐阜、三重、静岡)以外の国内高等(中等教育)学校出身者を全国から募集し、入学後の経済的支援を行う。

(3)給付金額： 2, 000, 000円

(年額50万円×4年間の継続支給)

(4)申請時期： 一般選抜出願前に申請

(5)出願資格

- ① 一般選抜を受験し、本学に入学する者。
- ② 申請時において、在学または卒業した国内高等(中等教育)学校の所在地と申請者の家計支持者の居住地が東海四県(愛知、岐阜、三重、静岡)以外の者。
- ③ 上記の国内高等(中等教育)学校を卒業見込み、または、その前年に卒業した者。
- ④ 上記の国内高等(中等教育)学校での評定平均値が「3. 5以上」である者。評定平均値は、卒業見込者は最終学年1学期末または前期末までの値、卒業者は最終学年3学期または後期末までの値を使用する。
- ⑤ 主たる家計支持者の「最新の所得証明書」記載の収入または所得金額が以下の者。

但し複数種類の所得がある場合は個別に判断する。

(ア) 給与・年金収入金額(課税前)：1, 000万円未満

(イ) その他・事業所得金額：250万円未満

(6)必要書類

- ① 愛知大学「知を愛する奨学金」申請書(申請者本人が記入したもの)
- ② 高等(中等教育)学校調査書(評定平均値が記載されたものを厳封)
- ③ 志望理由書(所定様式に本人が手書きしたもの)
- ④ 主たる家計支持者の「最新の所得証明書(各市町村役場が発行)」

(7)決定方法

申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査にて候補者を選定し、愛知大学への入学をもって決定とする。

4. 後援会学業奨励金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

前年度に修得した科目の単位数および成績を基準に、学業優秀な2年次生以上（各学部の各年次1名：合計22名－各学部 3 名×7学部、短期大学部1名－）の学生に対して給付する。

(3)給付金額： 200, 000円（外国人留学生は2分の1）

(4)出願資格： 教学委員会から推薦された者

(5)必要書類： 奨励金給付申請書（口座届）

(6)決定方法

愛知大学の教職員で構成される選考委員会（教学委員会）で選考し、愛知大学学長の推薦を受け申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

5. 後援会応急奨学金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

主たる家計支持者の死亡・災害等によって家計が急変し、大学の応急奨学金給付期間終了後も、引き続き経済的理由により学業の継続が困難と認められる者に対して給付する。

(3)給付金額： 申請した学期の学費(授業料および教育充実費)相当額

(4)申請時期： 愛知大学応急奨学金給付期間終了後、6ヶ月以内

(5)出願資格

主たる家計支持者の死亡・災害等によって家計が急変した者で、大学の応急奨学金給付期間を終了した後、学生部委員会の審査を経た学部生・短期大学部生。

(6)必要書類：

- 奨学金申請書
 - 必要に応じ最新の所得証明書(証明が難しい場合は最新の給与明細もしくは解雇等の証明)
 - 死亡診断書(病気療養中の場合は、最新の診断書)もしくは住民票、または学生証(写)
 - 生活状況報告書
 - その他必要な書類
- ※いずれも大学への提出書類の写しで可

(7)決定方法

申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

(8)その他

大学・後援会・同窓会と連携を取り協議し、必要に応じた支援を行う。

6. 後援会私費外国人留学生給付奨学金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

人物・成績ともに優れ、経済的事由により支援を必要とする私費留学生に対して給付する。

(3)給付金額： 100, 000円

(4)申請時期： 国際交流課が指定した期間

(5)出願資格：

- ① 国際交流委員会の推薦を経た学部生・短期大学部生
- ② 過去に本奨学金を受給していない者。ただし、家計急変の場合は、更に1回を限度として申請することができる。

(6)必要書類

- ① 後援会私費外国人給付奨学金申請書
- ② 小論文「わたしの留学生活について(800字程度)」

(7)決定方法

愛知大学の教職員で構成される選考委員会(国際交流委員会)で審査し、愛知大学学長の推薦を受け申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

7. 法科大学院入学時給付奨学金

(1)区 分： 給付

(2)概 要

贖罪寄附で積み立てられた寄附金を利用し、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする愛知大学法科大学院に入学する愛知大学の学部生または大学院生、もしくは愛知大学卒業生(修了生)に対し、入学時の経済的支援を行う。

(3)給付金額： 500, 000円

(4)申請時期： 愛知大学法科大学院の入学第一次手続期間中。

(5)出願資格

以下の要件をすべて満たす者。

- ① 愛知大学法科大学院を受験し、本学に入学する者。
- ② 申請時において、愛知大学、もしくは愛知大学大学院を卒業(修了)見込み、または、卒業(修了)した者。

(6)必要書類

- ① 愛知大学法科大学院入学時給付奨学金申請書

(7)選考と結果通知

奨学生の採用は当財団の所定の手続きを経て決定します。採用予定者への結果は、愛知大学法科大学院の合格通知と一緒にお渡しいたします。

(8)決定後の手続きについて

採用決定は、採用予定者が愛知大学法科大学院への入学をもって決定とします。

採用決定者には、4月下旬までに愛知大学法科大学院入学時給付奨学金申請書に記載された振込先に奨学金を一括で振り込みます。

(9)返還規定

本奨学金を受給した年度に退学する場合は、返還を求める。

【教育・学術研究活動助成事業】

8. 学術講演会等助成金「知のミーティング助成金」

(1) 概 要

近隣の市町村と連携した一般市民向けに開催される講座開設や、学内の研究所、学会などが行う一般市民を対象とした公開講座や講演会、その他学術面でのイベント・講演内容をまとめた書籍等発行に対して必要な経費を助成する。

(2) 給付金額： 250, 000円以内

(3) 申請時期： 第Ⅰ期 第Ⅱ期

(4) 出願資格： 愛知大学の専任教員及び愛知大学を卒業した者

(5) 助成条件

- ① 財団を後援、もしくは協賛に加えること
- ② 講演名に出来る限り「知のミーティング」の名称を用いること

(6) 必要書類

- ① 学術講演会助成金申請書
- ② 事業計画書・収支予算書
- ③ 報告書・清算書(事業終了後1ヶ月以内)

(7) 決定方法

申請された書類をもとに、財団の選考委員会での審査を経て決定する。

9. 後援会海外研究実習助成金

(1) 概 要

学生自身が海外を訪問し、社会の実情を多面的に研究する「海外フィールドワーク」や、海外の日系企業を訪問し、企業研修に従事する「海外インターンシップ」に助成する。但し直接海外に出向くことが困難な海外研究実習については、ウェブ(オンライン)を活用した研究実習と認められる事業についても助成対象とする。

(2) 給付金額

- ① 海外フィールドワーク : 20,000円/人
- ② 海外インターンシップ : 20,000円/人
- ③ ウェブ(オンライン)を活用した研究実習と認められる事業
: 1事業当たり250,000円以内

(3) 申請時期: 第Ⅰ期・第Ⅱ期

(4) 出願資格: 愛知大学の学生または事業計画者

(5) 必要書類

- ① 計画書: 当該海外研究実習を計画しあるいは推進する者が、事前かつ募集期間内に当該海外研究実習の計画書を財団に提出すること。
- ② 海外研究実習助成金申請書:
 - (1) 給付金額①②については、実習に参加する学生が提出すること。
 - (2) 給付金額③については、実習を計画しあるいは推進する者が提出すること。
- ③ 結果報告書: 当該海外研究実習を計画しあるいは推進する者は、事業実施後に、結果報告書を提出し、計画通り実施されたこと及び参加した者を明らかにすること。

(6) 決定方法

実施前に実施時期や訪問場所、および参加予定人数等がわかる計画書を、計画を立てた者又は推進する者が財団に提出する。財団は、提出された計画書をもとに選考委員会にて審査を行い、同委員会で計画が適当と認められる場合、実施前に学生は後援会海外研究実習助成金申請書を提出する。決定後の人数の増加は、原則認められない。研究実習終了後、結果報告書と学生自身の参加実績(計画が予定通り実施されたこと及び本人がそれに参加したことがわかる書類)の提出をもって決定とする。

(7) 留意事項

- 決定後に参加人数等、予算の増加が伴う変更がある場合には変更申請書を提出し、新たに承認を得ること。
- 同一申請者から2件以上の申請がある場合は、内容によっては1件の申請とみなされる場合がある。

10. 教育活動助成金

(1) 概 要

各種の研究会や大会へ参加する学生または卒業生に対し、参加に必要となる経費の助成を行い、教育、芸術、文化を振興し、有為な人材の育成を図ることを目的とする。

(2) 助成の種類

- ① 研究会・大会などへの出場経費の助成
- ② ユニホームなどの物品作成のための助成
- ③ 理事長が助成対象に相応しいと判断した活動

(3) 助成対象および給付金額

名称	助成対象		助成額
研究会・大会等 出場助成	ゼミ・文化連クラブ・サークル	研究会、発表会 講演会など	各大会、 1名につき 20,000 円以内 1団体につき 160,000 円以内 〈特別助成〉 全国的な競技会等に出場し、 顕著な活躍をした場合は、成 果に応じて1団体につき年額 別に 200,000 円を上限に助成 する ※(8)参照
	体育会系クラブ・サークル	公式試合のみ 全国大会 2 回 地区大会 2 回 (春・秋リーグ戦大会、西 日本大会など)	
ユニホーム等作成 助成	文化連クラブ・サークル 体育会系クラブ・サークル	公式の試合・発表会等で 着用が義務付けられたも のに限り、愛知大学名(ロ ゴマーク・コミュニケーショ ンマーク含む)が認識でき る表示をする	1件につき上限 300,000 円 助成後、3 年間は申請不可

(4)申請時期： 随時

(5)出願資格

愛知大学(短大含む)の学生または卒業生で以下に該当する個人、団体

- ① ゼミ等において研究し、かつこれを愛知県内外における学生団体の研究会などで発表する場合
- ② 国際的または国内の全国的な大学間の競技会などに出場する場合

(6)必要書類

- ① 教育活動助成申請書
- ② 計画書及び収支予算書、又は見積書
- ③ 招請状、又は派遣要請状(写)

(7)決定方法

担当部長・顧問または指導教授の推薦を経て、申請された書類をもとに、財団の理事長と 常務理事の審査にて決定する。

(8)補足(※特別助成)

前年度に顕著な成績および評価を受けるような活躍(地区大会を勝ち抜いて出場した全国大会上位入賞)、あるいは本年度にそれに準じた活動があったクラブは、特別助成金を1年に1回に限り受けることができる。特別助成を希望するクラブは、所定の助成申請書に以下の書類を添付して提出しなければならない。

- ① 前年度の活躍実績報告書
- ② 各年度および前年度の所属連盟の事業計画
- ③ 年間練習計画表

11. 課外活動特別奨励金

(1) 概 要

課外活動における部活動(以下「課外活動」という。)に関し、課外活動において学生が在部しなくなった、あるいは激減し存続が危ぶまれる部活動(以下「存続が危ぶまれる課外活動」という。)に、「課外活動特別奨励金」を助成し、課外活動の活性化を図る。

(2) 給付金額

1名入部(※)ごとに10万円を、「伝統があり、存続が危ぶまれる課外活動」に対しての課外活動費として助成する。(課外活動特別奨励金は「部」に対して給付)

助成期間は選考委員会で選定後4年間(2024～2027年度)とし、課外活動特別奨励金の上限は指定期間中において各部30万円までとする。

※入部対象者は、短大サークルにおいては短大1年次生、学部サークルにおいては学部2年次生までを対象とする。

(3) 申請時期： 9月末

(4) 存続が危ぶまれる指定課外活動(財団選考委員会で選考)

2024年度～2027年度: 應援團、短期大学煎茶道研究会、
空手道部(豊橋)、日本拳法部

(5) 必要書類

【新規入部者がいる時】

- ① 課外活動特別奨励金申請書
- ② 入部届
- ③ 前年度の収支報告書

【給付年度終了時】

課外活動特別奨励金年間活動報告書

(6) 決定方法

存続が危ぶまれる課外活動の決定は、愛知大学学生部委員会の推薦を受けた上で、4年ごとに財団の選考委員会において選考するものとする。

給付にあたっては、申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

(7) 返還規定

「存続が危ぶまれる課外活動」に選考された後、支給対象者が卒業年次までに退部した場合は、その部員分の「課外活動特別奨励金」の返還を求める。

12. 学生教育活動顕彰(同窓会および後援会奨励賞)

(1) 概 要

社会・文化・学術・芸術・スポーツ・社会貢献などの分野において活躍し、一定以上の成果をおさめた個人および団体に対し、その栄誉を称え、一層の励みとすることを目的に顕彰する。

(2) 給付金額

・学生顕彰(後援会奨励賞)

- ① 最優秀賞 : 100,000円
- ② 優秀賞 : 50,000円
- ③ 奨励賞 : 30,000円

・同窓生顕彰(同窓会奨励賞)

- ① 最優秀賞 : 100,000円
- ② 優秀賞 : 50,000円
- ③ 功労賞 : 30,000円

・社会貢献顕彰

- ① クラブ愛知賞 : 100,000円

※ 個人には給付金額相当の記念品等を贈呈する。

(3) 申請時期: 1月末までの随時(但し、締切日を指定する場合がある)

(4) 出願資格

・学生顕彰(学術・文化の部)

① 最優秀賞:

全国的な学術・文化活動並びに大会で特に優秀と認められ、愛知大学の栄誉を高めた個人及び団体

② 優秀賞:

中部、東海地区およびそれに準じた地区大会で優秀と認められ、愛知大学の栄誉を高めた個人及び団体

③ 奨励賞:

上記以外の活動、大会で優秀と認められた個人及び団体

(スポーツの部)

	①最優秀賞	②優秀賞	③奨励賞
国際・全日本大会(予選あり)	優勝、準優勝、3位	4位－8位	出場者
国際・全日本大会(予選なし)	優勝	準優勝、3位	4位－8位
中部・東海地区大会 及びそれに準ずる大会		優 勝	準優勝
そ の 他 の 大 会			優 勝
マネージャー等 (各種サポータースタッフを含む)			所属部の発展に貢献した3年次生、卒業年次生

・同窓生顕彰

愛知大学関係者(教職員、在学生等)および愛知大学の卒業生が、社会・文化・学術・芸術・スポーツ・社会貢献などの分野において活躍し、一定以上の成果をおさめた個人および団体。同窓会からの推薦によるものとする。

・社会貢献顕彰(クラブ愛知賞)

愛知大学に在学する学生や学生達で構成する団体で、顕著な社会貢献活動が認められた個人及び団体

(5)必要書類： 奨励賞推薦書

(6)決定方法

後援会奨励賞は、愛知大学の教職員で構成される選考委員会(学生部委員会または運動部長協議会)等にて選考し、財団に申請された書類をもとに選考委員会にて審査を行い、決定する。同窓会奨励賞は、同窓会広報委員会にて選考し、同窓会常任理事会の推薦を経たのち、財団の選考委員会にて審査を行い、決定する。

13. 同窓会資格試験合格者奨励賞

(1)概 要

愛知大学が決めた資格試験(司法試験、公認会計士試験、弁理士試験、不動産鑑定士試験、国家公務員総合職試験、司法書士試験、税理士試験、社会保険労務士試験)に合格した者に対して給付する。

(2)給付金額： 30, 000円相当の記念品

(3)申請時期： 1月末までの随時(但し、締切日を指定する場合がある)

(4)出願資格： 愛知大学(大学院、学部、短大)に在学中または卒業した者で、当該の資格試験に今年度もしくは前年度中に合格した者

(5)必要書類

- ① 資格試験奨励賞申請書
- ② 当該の資格試験に合格したことを証明する書類(写し)
- ③ 在学証明書または卒業(終了)証明書

(6)決定方法

申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査を経て決定する。

14. 海外ボランティア等助成金

I 海外ボランティア助成金

(1) 概 要

財団が認める海外ボランティア事業に参加する愛知大学の学生に対し、必要な経費の一部を助成する。

(2) 助成金額： 20,000円/人

(3) 申請時期： 第Ⅰ期
第Ⅱ期

(4) 決定方法：

予め、助成事業選考委員会で認められた海外ボランティア事業に参加する前に申請し、結果の実績報告をもって決定とする。

II 緑の協力隊助成金

(1) 概 要

8月初旬頃に開催される緑の協力隊「ポプラの森」の派遣事業に参加する愛知大学の学生に対し、必要な経費の一部を助成する。

(2) 助成金額： 20,000円/人

(3) 申請時期： 第Ⅱ期

(4) 決定方法： 参加実績をもって決定とする。

15. キャリア教育事業助成金

(1) 概 要

「国際的教養と視野を持つ優れた人材の育成と地域社会への貢献」を目指し、愛知大学が就職支援プログラムに基づき実施する人材育成事業等に助成する。

(2) 助成金額： 予算の範囲内

学生に交通費等支給の場合は、20,000円/人
(経費が20,000円以下の場合は実費とする)

(3) 申請時期： 第Ⅰ期 第Ⅱ期

(4) 申請書類： キャリア活動助成申請書 事業計画書および予算書 その他必要な書類

(5) 決定方法

キャリア支援課及び学生課等から申請された書類をもとに、財団の選考委員会で審査を行い決定する。

16. 海外研究実習・ボランティア活動等(特別枠)助成金

【目 的】

近年、ゼミ活動における海外研究実習が増加傾向にあり、また、国内外問わず、ボランティア活動への積極的な参画も増加している。学生のこうした活動は、今後の成長に非常に有用なことであり、財団が支援する意義は大きい。ため、特定資産(学生支援充実資金)を活用(計画期間:2019 年度～2026 年度)して、学生支援の充実を図る。

(1)概 要

特定資産(学生支援充実資金)を活用して、学生がゼミ活動等、特に自主性・主体性をもって海外研究実習やボランティア活動(国内含む)等に積極的に参画する場合に助成する。(年間200万円程度(約100名対象)を目途に特別枠)。

但し、直接海外に出向くことが困難な海外研究実習については、ウェブ(オンライン)を活用した事業についても助成対象とする。

(2)助成金額 : 20,000円/人(経費が20,000円以下の場合は実費とする)
ウェブ(オンライン)を活用した事業:1事業当たり250,000円以内

(3)申請時期: 第Ⅰ期・第Ⅱ期

(4)出願資格: 愛知大学の学生

(5)必要書類

- ① 計画書: 当該活動を計画しあるいは推進する者が、事前かつ募集期間内に計画書を財団に提出すること。
- ② 海外研究実習・ボランティア等助成金申請書: 活動に参加する学生が提出すること。
- ③ 結果報告書: 当該活動を計画しあるいは推進する者は、事業実施後に、結果報告書を提出し、計画通り実施されたこと及び参加した者を明らかにすること。

(6)決定方法

実施前に時期や活動内容、訪問場所、および参加予定人数等がわかる計画書を、計画を立てた者又は推進する者が財団に提出する。

財団は、提出された計画書をもとに選考委員会にて審査を行い、同委員会で計画が適当と認められる場合、学生は海外研究実習・ボランティア活動等助成金申請書を提出する。

活動終了後、結果報告書と学生の参加実績(計画が予定通り実施されたこと及び本人がそれに参加したことがわかる書類)の提出をもって決定とする。

17. 法科大学院生模試受験料助成金

(1) 概 要

贖罪寄附で積み立てられた寄附金を利用し、愛知大学法科大学院生の司法試験合格率の更なる向上をめざし、本学法科大学院生及び研究生に対し、定期的に開催される全国実力確認テストの受験料を、2019年度より10年間に限り全額負担する。

(2) 助成金額

法科大学院生及び研究生が受験する全国実力確認テストの受験料を全額助成

(3) 申請時期： 全国実力確認テスト受験料確定後

(4) 出願資格： 全国実力確認テストを受験した本学法科大学院生及び研究生

(5) 必要書類

①愛知大学法科大学院生模試受験料助成金申請書

(一括受領を希望する場合は、受験料請求書(または領収書)、一括受領者の振込み口座、受験した法科大学院生及び研究生の名簿一覧表と受領に関する委任状を添付)

(6) 決定方法

申請された書類をもとに、財団の理事長と常務理事の審査にて受験の事実を確認し、決定する。

助成事業に対する Q&A

Q1. 財団から助成を受けている事業であることの表記は、どのようにすればいいですか。

A1. 「助成」、「後援」もしくは「協賛」をご使用ください。英語表記は「Support by」等です。財団名は「公益財団法人愛知大学教育研究支援財団」、英語表記は「Aichi University Education Research Support Foundation」です。なお、「共催」とはなりませんのでご注意ください。財団のロゴマークを指定しておりますので、ご使用ください。

Q2. 外国に開設の銀行口座への振り込みは可能ですか。

A2. 日本国内の全銀協加盟の銀行・信用金庫の口座に限ります。

Q3. 助成金は、採択事業を行うのであれば自由に使用できますか。

A3. 交付された助成金は、募集要項や細則に予め定められた範囲内で、申請した事業趣旨に反しない限り、有効な活用を基本に置き、弾力的な使用を認めます。ただ、成果報告に記載いただく使途内容は情報公開しますので、社会的理解が得られるような使い方をお願いします。

Q4. 助成金は、飲食等に使用できますか。

A4. 事業執行上必要な場合であって、社会通念上疑義が生じない程度のものとし、対外的に説明できるものであれば認められます。但し、会議等で提供するお茶や菓子等であっても親睦等を目的としたものについては使用できません。

Q5. 概算払いは可能ですか。その際の手続きはどのようにすれば良いでしょうか。

A5. 助成金を受けないと事業実施に支障をきたすような場合は、事前に財団までご相談ください。必要性が認められれば概算払いも可能です。事業実施後の成果報告時に清算し、残額を生じた場合は財団に返納してください。なお、追加の助成はできませんので、ご注意ください。

Q6. 申請時と開催日等が変更になった場合でも、変更承認申請は必要でしょうか。

A6. 基本的な事業計画に大きな変更がない限り、変更承認申請は不要です。大きな変更とは、実施に当たって申請事業の主旨が全くあるいは相当程度変更される場合などが考えられます。大きな変更等が生じた場合には、別途変更承認申請書を提出してください。

Q7. 助成金は、大学に寄附金として納入する必要がありますか。

A7. 大学として実施する事業等の場合は、採択者が財団から受けた助成金を大学の口座に寄附金として納入する等の処理が行われることが想定されます。そうした場合は、大学の事務局とご相談ください。基本的に財団は独立しておりますので、採択者と大学との関係については、財団は関与しないこととしております。詳細は、財務課まで確認してください。

上記以外の個人等への助成については、採択者それぞれにおける処理手続きとなります。

Q8. 成果報告に際し、助成金使用の領収書は必要ですか。

A8. やむを得ず領収書を徴することができない場合を除き、領収書を添付してください。大学の事業として執行された場合は、原本を大学側に提出し、財団には写しを提出してください。